

令和5年度 浜田教育事務所だより

第97号 令和6年3月7日

◆所長より (p.1)

◆企画人事主事より (p.2)

◆学校教育スタッフより (pp.2-3)

◆総務課スタッフより (p.4)

～1年間お読みいただきありがとうございました～

この時期に思うこと

所長 堀 康弘

いよいよ令和5年度も3月に入りました。各学校等では、年間を通じて教育目標実現に向けた教育活動に取り組まれていることに心より感謝申し上げます。年度末にあたり、学校評価等で自校の様々な取組の成果と課題をまとめ、次年度の目標設定や一層の効果的な取組につなげていただくことを期待しております。

令和6年の幕開けは、石川県能登半島を中心とした地震により甚大な災害が発生しました。被災者の皆様にはお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復旧復興を心より願っています。浜田管内も同様に日本海に面した環境であり、自然災害等を想定した危機管理体制を見直す契機にすべきだと再認識したところです。

さて、どの学校にも他校にはないそれぞれの特色があり、児童生徒の素晴らしさや課題はあるものです。めざす子ども像に近づくように願い、様々な教育活動を通して子どもたちの成長を支えることは、教職員でなくては実感できない幸せです。日々の学校生活での子どもたちの言動から「こんなことが自分からできるようになったんだ」「頼んでいないのに〇〇さんが～していたんだ」と気づき、驚きと同時に嬉しさも感じるものです。それを本人に伝えたとき、何とも言えないはにかんだ表情になります。保護者や同僚にも伝え、一緒に喜んだ経験は皆様の宝物になるでしょう。そして、この時期になると、卒業が間近になり、学級内にも微妙な空気が漂い、それは卒業式で最高潮に達します。言うまでもなく1年間で最も重要な学校行事である卒業式は、児童生徒にとって大舞台です。凛々しい立派な姿を在校生に見せる卒業生、そして送り出す在校生に頼もしさを感じたときなどは、子どもたちの成長と同時に一抹の寂しさが湧いてきたものです。特に、最上級生の担任になった年は、生徒たちにとって15歳の春は二度とない人生一度きりのかけがえのない大切な節目なんだと緊張したものです。今がまさにその時期です。厳かで感動のある式が執り行われること、そして教職員の皆様のご努力が労われることを心から願っています。

また、教職員の皆様にとって同僚の方々とお別れをするのもこの時期です。日々の勤務の中で、互いに支えたり支えられたりしたことを振り返るとき、慣れ親しんだ関係から離れることが寂しく感じられることでしょう。私には、この時期になると決まって思い出す言葉があります。かなり前の話ですが、当時の校長先生が「同僚から『また、同じ学校で勤められたらうれしいです。』と言われるような教員になりなさい。」と諭されたことがありました。まだ若く経験も浅かった自分は、そう言いたい先輩教員はいましたが、自分が言われる立場には到底なれないだろうと感じたのを覚えています。なぜかその言葉を忘れることもなく、年齢を重ねるにつれて、そう言われるようになることが自分の中で目標の一つになりました。日ごろの仕事への姿勢や同僚への言葉かけや気遣いから、一緒に勤務する心地よさや安心感は醸成されていくものなのでしょう。なかなか思うようには実現しないのですが、願わなければ叶わないのも事実です。

今年度末から、定年延長が段階的に施行されます。定年制度はそもそも適正な新陳代謝の促進と長期的展望に立った計画的な人事管理を通じて、職員の志気の高揚を図り、組織の活力を維持し、もって公務能率の維持増進を図ることを目的とするようです。「新年度から新たに同僚になる方はどんな人たちかな」とワクワクする気持ちが湧いてきますね。これまでにない制度改正がスムーズに行われ、混乱することなく円滑に4月が迎えらることを願っています。

この一年間の皆様のご理解とご協力に深く感謝いたします。ありがとうございました。

企画人事主事より

任用業務について思うこと

企画人事主事 沖田 哲也

今年度より主として臨時的任用職員に関わる業務を中心に担当しております。「教職員の皆様が少しでもゆとりをもち、安心してお勤めいただけるように…」と思いながら勤務をしてはいるものの、一部の学校で未配置の状況が生じてしまい、学校現場の皆様にはご負担をおかけいたしました。

この業務に関わって初めて知ったことがいくつもありました。「思っていた以上に講師登録をされている方が少ないこと」「任用の意思を確認できても給与決定して辞令を発出するまでに2週間程度の時間を要すること」「小学校で未配置が生じることは教頭先生が担任業務を担うことにつながりかねないこと」「中学校の特に実技教科の免許状所有者が少ないこと」「年度末の異動に比べて年度中途の補充が困難であること」「教職員不足の現状を退職された方々のご尽力によって支えていただいていること」などです。

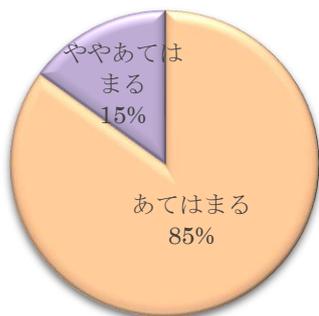
働き方改革の実践や教職員不足の解消には学校関係者の皆様の努力だけではなく、制度や仕組みづくりに合わせた人材の確保が必要であると実感しております。子どもたちの健やかな成長には教育現場を支える教職員の皆様が心身ともに健康であることが不可欠です。教職員の皆様が安心して勤務できるように、心置きなく休暇を取得できるように、何より子どもたちが健やかに成長できるように、来年度も引き続きご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

学校教育スタッフより

学校訪問に係るアンケート

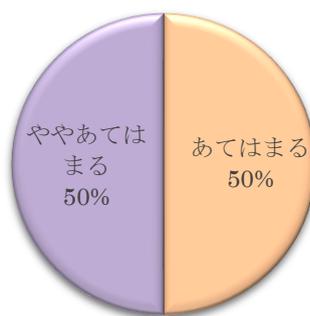
浜田管内の各小中学校の皆様には、今年度も学校訪問でお世話になりました。また、訪問の際にはアンケートにご協力いただきありがとうございました。このアンケートは昨年度からはじまり、結果をもとに、指導主事の資質向上に努めてまいりました。今年度のアンケートは、「通常の学校訪問」「生徒指導に係る学校訪問」「特別支援教育に係る学校訪問」の3種類に分けて実施いたしました。すべての項目で肯定的な回答をいただきました。ありがとうございました。今回は紙面の関係上、「通常の学校訪問」のアンケートについて触れさせていただきます。浜田教育事務所では、学校のニーズに合った訪問指導を心がけることを目標の一つに掲げ、学校訪問をさせていただきました。学校との事前の打ち合わせを丁寧に行うことで、学校のニーズに合った助言を行うことができたのではないかと安心しております。一方、「8 訪問を通して、校内体制を振り返ることができた。」の項目では、まだまだこちらからのお伝えや支援が及ばなかったと反省しております。今後の訪問では、各学校が校内体制を振り返る一助になれるよう、学校訪問の在り方について引き続き検討していきたいと思っております。

6. 指導主事は、学校のニーズに応じた情報を提供している。



■あてはまる ■ややあてはまる
■あまりあてはまらない ■あてはまらない

8. 訪問を通して、校内体制を振り返ることができた。



■あてはまる ■ややあてはまる
■あまりあてはまらない ■あてはまらない

学校教育スタッフより

幼小連携・接続で大切にしたいこと

指導主事 竹岡 七重

昨年度、国が「幼保小架け橋プログラム」を実施し、本県でも、今年度、管理職研修や担任・担当者研修が積極的に行われました。幼小連携・接続アドバイザーが、幼小連携・接続についての大切なことを、研修を通して伝えてきました。私は、以前の自分を振り返ると、「この子が入学してくる」という個別の連携・接続をしていたように思います。これも大切ですが、それだけではなく、幼児教育について学ぶ必要があると思っています。幼児教育は、どういうことを大切にされているのかということを知れば知るほど、スムーズな接続とはどのようにしたらいいのかと考えるようになりました。まずは、お互いの教育のスタイルをしっかり理解することが大切であるということも感じました。研修の中では次のようなことを話しています。

○子どもたちの交流よりもむしろ大人の交流が大切であること

○幼児期における総合的な学び(無自覚な学び)から小学校以降での自覚的な学びにつながる

合同研修会後の感想では、視点を明確にして、それぞれの子どもたちの姿を見て語りことや研修会をすることで、関係性が近くなり、お互いの教育についての理解が深まったということを知っています。まずは、「幼児教育とは?」「小学校以降の教育とは?」など、校区内でお互いの教育を理解するところから始めてみられてはどうでしょうか。

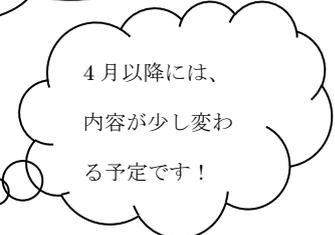
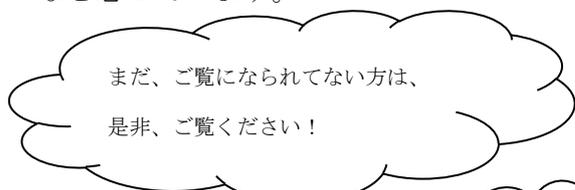
ここで、少し、幼児期の子どもの姿を紹介します!



幼児教育施設の先生方は、遊びの環境を工夫されています。透明で大きさの違う容器が使われているのもその一つです。遊びの中には、たくさんの学びがあります。子どもたちは、様々な体験を通して、経験として身に付けていきます。この水遊びは、小学校以降の学習で、例えば、量の概念・ことば・液体の性質等々に繋がっていく大事な遊びなのかなと感じています。幼児教育施設では、子どもたちに経験させたいことが、付けたい力に繋がっていると思いました。お互いの学びを理解し、健やかな子どもたちの成長を共に喜び合える幼小連携・接続になっていくといいなと思っています。

I	なぜ幼小連携・接続が必要か
II	① 幼児教育の役割と特長
	② 幼児教育で育つ力【演習】
III	① 接続期の子どもたち
	② スタートカリキュラム作成のポイント
IV	特別支援教育と幼小連携・接続
V	雲南市立斐伊小学校区への取組 ～R4年度 幼児教育推進研修 実践発表より～

オンデマンド研修動画シリーズの
視聴はこちらが



動画の視聴には、ユーザー名とパスワードが必要です。年度初めに各小学校にお知らせしています。

総務課スタッフより

赴任旅費に必要な添付書類について（転居を伴う場合の主な添付書類です）

○職員本人のみ転居する場合は、下表の①から⑤を参考にしてください。

○職員本人と扶養親族が共に転居する場合は、下表の①から⑩を参考にしてください。

① 住民票（コピー可）	転居先の住民票で、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
② 移転証明書（様式第2）	住民票で移転が確認できない場合、①を添付して提出。
③ 移転費用の領収書及び内訳のわかるもの	移転料定額を加算請求する場合に提出。 引越し業者の領収書は原本が必要。内訳のわかるものは見積書等。
④ 比較した見積書3者分	移転料定額の2倍を超える実費を支払い、移転料定額の3倍までの加算請求をする場合。 ③で徴した者とは別に、もう2者必要。 業者の都合により3者目の見積書を徴することができない場合は、3者目を「移転料加算にかかる申出書（様式第4）」に代えることができる。
⑤ 赴任旅費の加算調整について（協議）	引越費用低減のために2回に分けて移転した場合。事前に教育庁総務課長に協議書及び引越費用の見積書を添付して、協議し認められたもの。
⑥ 扶養親族の交通費にかかる領収書	移転する扶養親族が利用した、航空機、特急を利用した鉄道、フェリー、超高速船、高速バス、高速道路利用料の領収書について原本が必要。
⑦ 扶養手当台帳のコピー	移転を共にする扶養親族を確認するために提出。
⑧ 扶養親族であることを確認できる書類（暫定再任用等）	扶養親族の年齢、または職員本人が支給要件を満たしていないために扶養手当を受給していないが、主として職員の収入で生計を維持している者を共に移転した場合は、「扶養手当認定要綱」5の（3）に定める「必要書類」に準ずる書類を提出。
⑨ 移転証明書（様式第3）	職員本人と扶養親族で路程が異なる場合、①を添付して提出。
⑩ 赴任状況報告書（様式第1）	以下の（ア）から（ウ）すべてに該当する場合 （ア）「旅費関係条例」適用者が同一生計内に2人以上いる。 （イ）それぞれに扶養親族がいる。 （ウ）職員と扶養親族が、同一の住所から同一の住所に移転する。

人事異動期の年金・児童手当の切り替えに要注意！

講師や養護助教諭等の中には、「臨時的任用教職員」として任用している方と、「育休任期付教職員」として任用している方がおられます。同じ職名であっても「年金」と「児童手当」の手続きが異なりますので、人事異動期の手続きに注意が必要です。

ポイント① 加入する「年金」が違う！

	育休任期付教職員	臨時的任用教職員	【参考】正規教職員
健康保険	共済組合	共済組合	共済組合
年金	共済組合	一般厚生年金	共済組合

ポイント② 「児童手当」の請求先が違う！

育休任期付教職員	⇒ 島根県
臨時的任用教職員	⇒ 市町村

公務員の児童手当は公務員の属する国や地方公共団体等が支給しますが、この「公務員」とは「国、地方公共団体等が共済組合の長期給付に要する費用にあてるための負担金を負担している者の範囲」とされています。そのため、公立学校共済組合の長期給付（年金）に加入している「育休任期付教職員」の児童手当請求先は島根県になります。